

第28期決算公告

2022年6月28日

東京都港区芝二丁目6番1号  
株式会社 長谷工リアルエステート  
代表取締役 伊澤 博文

貸借対照表(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	12,664,522	流動負債	2,677,074
現金及び預金	876,385	営業未払金	574,424
営業未収入金	39,568	未払金	648,989
販売用不動産	11,146,813	未払費用	474,149
不動産事業支出金	432,880	未払法人税等	183,770
前払費用	68,390	未払消費税等	29,665
未収消費税等	85,816	前受金	251,711
その他	14,670	不動産事業受入金	154,245
		預り金	20,517
		賞与引当金	313,132
		リース債務	18,695
		その他	7,776
固定資産	1,061,817	固定負債	4,636,664
有形固定資産	304,529	長期借入金	4,420,000
建物	218,852	リース債務	35,688
備品	22,358	退職給付引当金	21,449
土地	14,685	資産除去債務	21,879
リース資産	48,635	役員株式給付引当金	14,303
		株式給付引当金	111,166
		預り保証金	12,179
無形固定資産	69,351	負債合計	7,313,738
ソフトウェア	69,351	純資産の部	
投資その他の資産	687,937	株主資本	6,412,510
差入保証金	206,210	資本金	100,000
差入有価証券	25,010	利益剰余金	6,312,510
入室保証金	120,066	利益準備金	25,000
長期前払費用	4,581	その他利益剰余金	6,287,510
繰延税金資産	332,071	繰越利益剰余金	6,287,510
		(当期純利益)	(1,538,027)
		評価・換算差額等	91
		その他有価証券評価差額金	91
		純資産合計	6,412,601
資産合計	13,726,339	負債及び純資産合計	13,726,339

## 個別注記表

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

###### その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。

##### (2) 棚卸資産

販売用不動産、不動産事業支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

なお、販売用不動産のうち賃貸に供している物件については、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく、定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備える為、当事業年度末における退職給付債務の見込額を要支給額基準にて計上しております。なお、計算方法は簡便法を用いております。

##### (3) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく株式会社長谷工コーポレーション株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### (4) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく株式会社長谷工コーポレーション株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、不動産売買取引が完了する一時点で充足する履行義務であり、当該時点において収益を認識しております。取引価格は顧客との契約により決定しており、対価は当該契約に基づき受領しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。